

解 説

デリバティブ取引の会計の動向 (1)

ーアメリカFASBの展開を中心としてー

I はじめに

金融の自由化・国際化の推進とともに、リスク・ヘッジと余資の効率的運用を狙ったデリバティブの積極的利用が急増してきた。一般に、デリバティブ(派生的商品)とは、先物・先渡契約、オプション、スワップなどのように、基礎となる商品(原資産)の変数の値(市場価値あるいは指標)によって相対的にその価値が定められるような金融商品をいう。このようなデリバティブ取引について、伝統的金融商品を対象とする現行の会計上の取扱いは著しく不完全・不統一的であり、その取引実態に即した体系的かつ明確な会計基準の確立が、わが国内外において強く求められてきた。

1998年6月、アメリカ財務会計審議会(FASB)、国際会計基準委員会(IASC)、およびわが国企業会計審議会の3つの基準セッターから、金融商品に関する会計指針が立て続けに公表された。1つは、FASB基準書第133号「デリバティブとヘッジ活動に関する会計」であり、1つは、IASC公開草案E62「金融商品：認識と測定」であり、そして、もう1つは大蔵省企業会計審議会「金融商品に係る会計基準の設定」であった。最終基準書か公開草案か、デリバティブか金融商品かという差異はあるものの、いずれもデリバティブについて時価(公正価値)評価とヘッジ会計の適用を正式に認めようとする点では、共通性があるように思われる。

本稿では、デリバティブ取引をめぐる最近の会計動向を踏まえ、とくにアメリカの基準書第133号を中心としてデリバティブ会計の特徴を浮き彫りにしようとするものである。

II デリバティブ会計基準の動向

【留意点1】 デリバティブ会計基準の展開にあたって、FASBは個々のテーマをターゲットとした個別のアプローチを採るのに対し、IASCやイギリス、日本等は広く金融商品全般を対象とする包括的アプローチを採用する。

わが国デリバティブ会計基準に大きな影響を与えたFASBとIASCとは、そのアプローチが異なる。1986年5月、金融商品プロジェクトの発足以来、FASBは金融商品に最も適合した測定属性の問題に取り組んできた。金融商品プロジェクトにおいて、FASBが最初に手掛けたのがその開示問題であった。これは、金融商品についての開示の拡充化を求める金融規制団体やSEC等の要求に対応しつつ、その当面の措置として着手されたものである。このプロジェクトの最初の成果が基準書第105号[1990]と107号[1991]であり、その改訂と拡充を図ったのが基準書第119号[1994]であった。そこでは、見積もり可能なすべての金融商品について公正価値(時価)情報の開示を求めるものであり、すでにこの開示プロジェクトの段階から、FASBの関心は、金融商品の最適測定属性としての時価に向けられていたのであった。

本プロジェクトの中核課題をなし、FASBが最も精力的に取り組んできたのがデリバティブの認識・測定問題であった。1992年1月、FASBはデリバティブとヘッジ会計についての諸問題の検討プロジェクトを発足させ、デリバティブの測定問題に焦点を置いて審議を行ってきた。1996年6月に公表された公開草案は、これらの審議の成果を世に問うものであった。この審議過程を通じて、FASBは金融商品、とくにデリバティブに最も適合した測定属性は時価であるとの基本的結論に達した。すなわち、「公正価値は金融商品にとって最も適合性をもった測定値であり、デリバティブにとって唯一の適合性ある測定値である。」(FASB公開草案[1996], par.55)。この立場は、1998年6月公表の基準書第133号に継承され(FASB [1998], par.220)、すべての金融資産・負債の時価は原価よりも適合性をもつことが確認された(FASB [1998], par.334)。

それに対して、IASC等は全体としての金融商品の中でデリバティブの会計問題を取り扱ってきた。1991年、IASCは金融商品の認識・測定・開示の全般にわたる最初の公開草案E40を公表し、それを受けて改訂草案E48[1994]を設定した。そこでは、デリバティブを含むすべての金融商品について、「標準測定基準」と「認められる代替測定基準」の2つの代替的ルールが提唱され、後者の代替基準では、すべての金融商品を公正価値で一律に測定するものとした。しかし、この案に対しては反対論が強く、結局、IASCは開示問題と認識・問題を分離して取り扱うことにした。IAS32[1995]は、前者の開示に関するIASC基準をなすものであり、そして、認識・測

定を取り扱ったのが今回の公開草案E62 [1998] であった。

このように、FASBとIASCとはデリバティブ会計に対する基本的アプローチは相違するものの、デリバティブに関して一貫して時価評価とヘッジ会計の適用を支持する点では共通性をもつ。今回提示されたわが国の指針も、この基本的方向に合致するものであり、その意味では、会計基準の国際化に向けて大きな第一歩を踏み出したものと言えるであろう。

III デリバティブとは何か

【留意点2】 デリバティブとは、次の3つの特質をすべてもった金融商品またはその他の契約をいう。

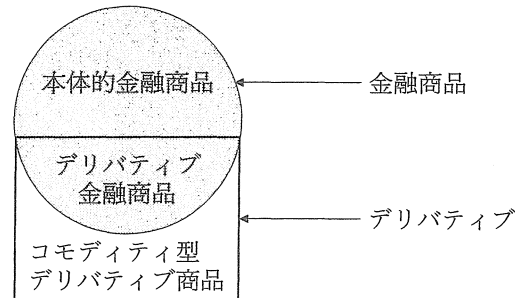
- ①1つ、またはそれ以上のアンダーライング（金利、価格、指数等の変数）と②1つ、またはそれ以上の額面金額（想定元本）または支払条項、もしくははその両者を有すること。
- 当初契約時における純投資額は、ゼロまたは相対的に小額であること。
- 差額決済が要求または許容されていること（FASB [1998], par.6）。

一般にデリバティブとは、先物・先渡契約、オプション、スワップ等の二次的・派生的金融商品をいう。金融商品とは、通常、現金、持分証券、またはある種の契約上の権利・義務をもたらす契約をいい、具体的には、ある企業にとっては金融資産が生じるのに対し、その相手企業にとっては金融負債または持分商品が生じるような契約をいう。このうち、現金、受取債権、支払い義務および持分証券等は第一次的・本体的商品をなすのに対し、先物・オプション・スワップ等はその基礎をなす金融商品（たとえば、株価指数先物取引の場合の株式証券等）の価値変動に連動する点にその特徴が見られ、派生的金融商品またはデリバティブとして総称される。デリバティブは、上記の3つの特徴をすべて具備する金融商品である。

【図1】は金融商品とデリバティブについて、その差異を浮き彫りにしようとするものである。この図に示されるように、デリバティブに含まれるものは基本的にはすべて金融商品をなす。この例外をなす典型例が、ある種のコモディティである。コモディティを金融商品の範囲に含めて位置づけるかどうかは議論が分かれている。

FASB基準書第133号では、「デリバティブの本質的特質をもったコモディティ契約（commodity-based contract）を本基準書の範囲に含めることによって、同様の契約を異なったように測定することから生じる会計上の変則性を回避するのに役立つ」（par.269）と考え、差金決済されるようなコモディティ契約もデリバティブに含めることにした。

【図1】 デリバティブと金融商品



IV なぜ時価評価か

【留意点3】 「金融商品の公正価値は、直接的、間接的にそれらに含まれる将来の純キャッシュ・フローを……割引計算を行った現在価値に関する市場の評価を示すものである。将来キャッシュ・フローは企業から投資者、債権者への将来キャッシュ・フローの主要源泉をなすものであり、したがって、投資者、債権者は、企業への将来の純キャッシュ・インフローの額、時期および不確実性に関する情報に関心をもつ。現在の状況および期待のもとで、企業の金融商品の公正価値に関する期間情報は、これらの利用者が自己の予測をなし、既に行った期待の確認ないし修正をなすのに役立つ。」（SFAS 107, par.40）

デリバティブについて、時価評価を正当づける論拠としていくつかの考え方があ（古賀 [1998], 15-19頁）。その中でFASB並びにIASCが採るのは、情報利用者に対する意思決定有用性の視点である。これは、端的に言えば、デリバティブの時価情報は、投資者等が企業の投資並びに財務戦略の業績評価を行うのに過去の情報よりも有用であるという見方である。いま、簡単な例を用いて、この問題を考えてみることにしたい（Willis [1998], pp.6-8；古賀 [1999] 第4節参照）。

(3) 外貨建確定約定や売却可能証券に付随した外貨建リスクのヘッジについては、公正価値ヘッジと同様の会計処理によるのに対し、外貨建予定取引のヘッジについては、キャッシュ・フローヘッジと同様である。また、在外事業体への純投資のヘッジの場合、基準書第52号に準じ、デリバティブの公正価値変動分は包括損益計算書を通じ、貸借対照表の株主持分の区分(「為替換算調整」項目)として掲記されることになる(par.42)。

このような時価ヘッジ会計を採用した背後には、すべてのデリバティブは資産・負債として貸借対照表上で認識すべきであるというFASBの基本原則がある。従来、多くのデリバティブは「オフバランス」として処理され、取り扱われてきた。しかしながら、デリバティブは著しいリスクと便益をもった権利と義務を表すものであり、したがって、企業の財政状態に関して完全な情報を投資者に提供するためには、それらを資産・負債として認識しなければならない(AAA [1998], p.158)。デリバティブ取引は「約束の交換」にすぎず、具体的対価の移転を伴わないことが多い。その場合、デリバティブの取得価額はゼロとなる。したがって、デリバティブをオンバランス化するためには、取得原価以外の測定属性が用いられなければならない。基準書第133号は、時価(公正価値)がデリバティブにとって適合性ある唯一の測定値であることを確認した(par.220)。

このようなFASBの基本的姿勢は、ヘッジ会計の取扱いにおいても貫かれている。たとえば、現行の会計基準(基準書第52号・80号)では、確定約定や予定取引のヘッジの際に生じたデリバティブの利得・損失は、負債または資産として繰延処理されてきた。それに対して、新基準では、ヘッジ手段としてのデリバティブにかかる利得・損失は、その他の包括利益としてか(キャッシュ・フローヘッジ)、当期損益として認識され(公正価値ヘッジ)、繰延ヘッジ会計は認められないことになった。それに対して、わが国では、繰延ヘッジ会計を原則方法とし、時価ヘッジ会計を例外的処理方法として認めることとした(「意見書」[1999], III・六・4・(1))。これは、FASBやIASCの取扱いとは大きく異なるものであり、今後の論点の1つとなるであろう。

VI むすびに代えて

本稿では、デリバティブ取引の最近の動向をアメリカFASBの展開に焦点を置き、その特徴を概観するものであった。長期的・究極的には、すべての金融商品について時価主義会計の適用を図ろうとするのがFASBの意図するところであり、その意味では、デリバティブ取引の時価評価は当面の対応を示すものにすぎない。わが国では、本年1月22日、金融商品に関する最終意見書が公表され、また、IASC理事会も2001年1月からの導入を目指して、最終基準の策定を急ぎつつある。こうした会計基準の整備に対応して、具体的指針の設定がまたれるところである。なお、わが国でのデリバティブ取引の実態を踏まえた先物・オプション等の個別取引の議論については、次稿以下に譲ることにしたい。

参考文献

- American Accounting Association [1998], "Response to FASB Exposure Draft, 'Proposed Statement of Financial Accounting Standards-Accounting for Derivatives and Similar Financial Instruments and for Hedging Activities'", *Accounting Horizons*, Vol.11, No.1, pp.157-163.
- Financial Accounting Standards Board [1998], SFAS No. 133, *Accounting for Derivative Instruments and Hedging Activities*, Financial Accounting Foundation.
- International Accounting Standards Committee [1998], Exposure Draft E62, *Financial Instruments: Recognition and Measurement*
- Willis, D. [1998], "Financial Assets and Liabilities-Fair Value or Historical Cost?", *FASB Status Report*, Financial Accounting Foundation, pp.5-10.
- 大蔵省企業会計審議会 [1999] 「金融商品に係る会計基準の設定に関する意見書」
- 古賀智敏 [1996] 『デリバティブ会計』 森山書店。
- [1997] 「ヘッジ会計の新展開」『税経通信』, 第52巻 2号, 25-34頁。
- [1998] 「金融商品と時価評価の理論」『税経セミナー』, 第43巻 13号, 13-21頁。
- [1999] 「デリバティブ会計」(興津裕康編著『財務会計システムの研究』第3部・第2章所収予定)

(神戸大学 教授)
古賀 智敏